

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成28年12月1日（木）11:16～11:52

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

常盤木 祐一 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課  
教育制度改革室長

松本 眞 文部科学省生涯学習政策局情報教育課課長補佐

柿澤 雄二 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課  
教育制度改革室専門官

鞠子 雄志 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課  
教育制度改革室専門官

#### <事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 IT活用による遠隔地間の学校等を結んだ教育手法の導入について

3 閉会

---

○藤原審議官 大変時間が押して申し訳ございませんでした。

遠隔教育についてということで、今日は文部科学省の皆さんにお出でいただいておりますが、八田座長が急遽御欠席でございますので、御担当の原委員のほうでお願いしたいと思っております。

実は、原委員御自身が規制改革推進会議の担当のワーキンググループの主査もやっけていらっしゃるということで、今日はおそらく規制改革推進会議の方も傍聴にお出でだと思いますけれども、遠隔教育の問題をさらに議論をしていくと、政府全体でそういった形になっているわけですが、特区は既に一昨年に成長戦略で一定の決定をさせて

いただきまして、当時、担当局長までお出でいただいたわけでございますけれども、実証事業が既に2年目ということで始まっております。必要に応じてそこは制度改正に持っていくという前提での議論ではあったと思っておりますけれども、そのあたりの実証事業につきまして、前回、少しそういった意味での課題の整理等々がまだ不十分ということをお指摘もさせていただいたわけでございますが、その宿題に対する御回答ということで、本日お出でいただいたということだと思っております。

それでは、原先生、よろしく願いいたします。

○原委員 今日はどうもありがとうございます。

御説明をいただいてよろしいですか。お願いします。

○松本課長補佐 情報教育課の課長補佐の松本と申します。お世話になります。

我が課では、遠隔授業を使った事業ということで、情報教育課ではICTを使って遠隔教育をやるという事業をやっている、教育制度改革室、初等中等教育局がもう一個あるわけでございますが、ここは小規模の学校のデメリットを克服する方策、これは遠隔教育に限らずですけども、こういうものもやっております、その中でも遠隔もやっているということで、2本の事業を走らせてございますので、今それぞれ事業を動かしていますので、その事業の経過とそれぞれの課題と成果が少しずつ見えてまいりましたので、御報告させていただきます。

まず、情報教育課の事業からです。ここは前回も御説明させていただきましたので簡単にですけども、1億円超を取ってこの実証事業をやっております。成長戦略にも書かれているのですけれども、まち・ひと・しごとでも遠隔によるICT活用を推進するというのも書かれたところで、我々も地方創生という観点からもこれを進めているということでございます。

下の青いところでございますけれども、何をやるかということですが、遠隔学習を導入・実践するに当たって参考となる初歩的なノウハウ、実際に学校現場でまだまだICT環境は実は進んでいないところがあるわけでございますけれども、この遠隔をやったときの準備とか教え方は対面と当然変わってくるわけなので、この教え方のこととか機器の設置です。双方向のコミュニケーションを実現するために、例えば、機器を置いたらいいのかとか、機器の置き方、必要な機器とか、そういう実験をここでやっていただいて、効果があれば全国に広げてもらうということでございます。

めくっていただいて、スケジュールでございます。平成27、28、29年での3年の計画でやってございまして、去年からの事業でございます。

実は、実証地域が学校教育で12地域、社会教育とかそういう分野で5地域をやっております、全17地域でございます。結構な数がございまして、契約をして各地域でまた機器を購入したりするのに地元の販売店とかと交渉したり、色々そういう契約などで1年目は時間を費やしてしまっていて、実際に機器が入ったのが秋以降なのです。とりあえず入ったので授業をやってみるかということでやれるところで授業をやってみたということで、

一番左の下ですけれども、まずは2教科くらいでやってみて、できれば45分の授業をやってみて事例を少し作ってみましょうということ去年やってみた。

今年は、もうちょっとこなれてきたので、3教科以上で1教科1事例以上ということで、実は、教科は単元に区切られます。例えば、割り算とか、物質の成り立ちとか、天体とか、色々そういう単元に分かれるので、その単元ごとにこの授業を遠隔でやってみようと、少し幅を広げる。

○原委員 ごめんなさい。今の事例というのと単元という意味がちょっと分からない。

○松本課長補佐 事例というのがイコール単元ということで、1単元ということです。

○原委員 単元というのが、何でしたか、割り算と。

○松本課長補佐 算数でも割り算とか掛け算とか色々ありますけれども、この割り算は、例えば、小学校5年生の割り算と言うと多分10時間分ぐらいとかあるのです。その単位のことを単元と呼んでいます。

○原委員 分かりました。5事例以上が1事例になるというのは、これはどういう意味なのでしたか。

○松本課長補佐 事例というのが、左と真ん中で定義が違うのです。左の事例は当該授業の45分です。まさに当該授業のものを1事例と称してございまして、真ん中の1事例というのは当該単元ということです。

○原委員 理解しました。

○松本課長補佐 3年目になると、通年での指導モデルということで、各学校では年間の授業計画を作ります。いつ運動会をやって、ここで授業をやってという大体の計画を作るのですけれども、その中で学校として効果的だということと思われるICTの場所を自分たちで決めていって、それで計画を作ってもら。その計画を通してどうやってICTを使ったかということ3年目で報告してもらおうかなと思っている次第でございます。

3枚目でございますけれども、具体的な実証校と実施学年と訪問日時というものがあります。報告書にまとめないといけないので、実際にこの授業が実証の報告書の対象事業ですとやってもらってやるわけでございますけれども、大体授業の年間のスケジュールを考えると、修学旅行やら運動会やら色々あって、ちょうど2学期の今頃が実証をやりやすい時期なのです。なので、ここら辺に集中してバツとやっているのです、我々も、課員は少ないのですけれども、手分けをして見られるところは見ているという状況でございます。

それぞれ回ってきてどういう成果と課題があったかということ整理したものが4枚目でございますけれども、成果としては当然ながらなのですが、学習効果の向上ということで、少人数だと人間関係が固定してコミュニケーションもできないところが、相手を意識した発表スキルの育成ができるとか、多様な考え方を知ることができるとか、違う気付きがあるとか、思考の活性化、あとは、大人数の中での発言とかです。あとは、人間関係の広がりということで、過疎地域などだと1地域に学校が2校とか3校とかしかない場合がある。そこで遠隔をやると、同じ学年の仲間であるという意識が生まれるとか、あとは、

教員の授業力向上で、結局授業を遠隔でやると他の人が見ることになるのです。そういう見る機会があるということで、結果的に先生の授業力向上という切磋琢磨の環境も作られるというメリットがあるということでした。

課題としては、学校単位で行事等があったり、病気で休んだりとか、クラスを早く帰らせるとか色々あって、子どもの理解度によってもずれるのですけれども、授業進度が当然ずれます。その場合に学校間での調整が難しいところがあって、何曜日のここからやりましょうと言っても、そこに合わせないといけないので、その調整が難しいということと、授業の準備のための時間がかかるということで、これも調整と同じですけれども、授業の打合せから、あとは、ワークシートの作成とか共有も、例えば、コピーしてパッと配るとか、教科書のここをやるというだけではなくて、遠隔で見えるように作るとかというのと、教材を作るとかそういう作業が出てくるので、そこがちょっと大変だということがございました。

あとは、予定していたよりも授業に時間がかかることが多い。これは、機器やネットワークの課題のところと連結した話なのですけれども、映像や音声がどうしても技術的にタイムラグが生じるのです。少しですけれども、タイムラグが生じて、そのときに対面の授業みたいに阿吽とはいかないところがあるので、コミュニケーションのルールを作る。例えば、「よろしいですか」と言って、聞こえているなら「はい」と言ってくださいとか、「御意見がある人はいますか」で「はい」とか、小学生、中学生くらいだとかこういうルールを作らなければいけない。こんなやり取りをしていると、本当は対面でやると45分で終わるものが、もうちょっとかかってしまうということでは言われました。

あと、相手校の子どもたちの授業でのつまずきなどが理解しづらい。その次も、相手校の子どもの発言に気付かないことがあったとか、授業態度やノート指導、話し合い活動の様子など観察や見届け、評価が難しいということがございましたけれども、ここら辺は小学校、中学校は、高校もそうかもしれませんが、今21世紀型スキルとかアクティブ・ラーニングとか言って、対話的な授業を展開している。先生はどうやってそれをしているかというと、子どもが話しているところを引き上げて、「何々君、いいことを言ったね」、「みんなはどう思うか」とか授業の中で、机間巡視というのですけれども、教室の中をぐるぐると回って、子どもたちの作業をしているところを見て、面白い意見があるから、これをネタに授業を展開させようとか、こういうことをやるのですが、遠隔先の子どもの作業が分からなくて、真面目にやっているのか絵を描いているのか分からないとか、その拾い方が、もちろん先生と向こうの人とうまくコミュニケーションができればそれはできるのかもしれませんが、そこはよほど阿吽で行かないと、中々引き出すのが難しいという意見はもらっているところです。

機器的なところは、技術の進歩によってどこまで改善できるかですけれども、回線の利用時間による通信容量の変化とか突然機器がフリーズして授業が止まるとか、こういう課題はあって、今学校の有線LANは大体8割ほど普及しています。でも、無線LANだと、学校

で言うと普通教室だと全体では2割3割で、その太さですけれども、30メガとか行っても100メガとかそこら辺で、今だと30メガはほとんど契約がないくらいなのですけれども、まだまだ通信回線が細いところがあって、そこを強化していく必要はあるのかと思ってございます。あと、学校の普通教室にこういうプロジェクターとか投影機がないわけなので、特別教室とか視聴覚室みたいなところに置く。そうすると、子どもたちが移動して、1時間目は何学年の何クラスが使うとかということを経番に枠を当てはめなければいけないので、その移動のコスト、それと遠隔先の進度の調整コストが結構かかるというのが課題としてはありましたので、ここら辺の課題は、実証事業をやっていく中でまさにこれこそ解決していかなければいけないところなので、引き続き我々としては改善に向けて取り組んでまいりたいと思っています。

○常盤木室長 教育制度改革室長の常盤木でございます。いつもお世話になっております。

我々は、この国家戦略特区は元々長野県伊那市の提案からということで認識してございますが、この取組につきまして、先般9月にヒアリングを受けたときにももう一回スピード感を持ってやってくれという話がありましたので、今回実際に私とスタッフがまた伊那市にも赴きまして、市長ともお話しする機会も持たせていただきまして、そんな中で今の取組の報告をさせていただければと思います。

平成27年度から始めました。繰り返しになることはなるべく省きたいと思っておりますが、平成27年度は体制整備の中で少しだけ実証をやる中で、さらに平成27年から学習意欲の向上につながるような成果が見えてきたという実態でございました。今年度、本格的に始めているわけございまして、現在、上半期の実施内容でございますが、中学校、小学校両方で展開しております。中学校においては、ここに書いてあるようなさまざまなICTを活用した授業、小学校においても、いわゆる小規模校の交流活動、そして、また小規模校と、地域では大規模校なのですけれども、我々から見た中規模校、小規模校と中規模校が交流して、将来同じ中学校に入っていくので、そうした不安感の解消と言いましょか、中一ギャップの解消と言いましょか、そうした取組もしているということでございます。

1 ページの一番下でございますが、児童生徒の感想としても、自分たちの学校にはない考え方に触れられて良かったという肯定的なものも出てきております。これはバランスを取って両方出しますが、一方で、中々相手の様子が分からなくて伝えられなかったなどという話も子どもたちから出てきているところでございます。

2 ページを開いてください。そうした取組をされている伊那市教育委員会・学校、ここに市長も同席されたわけでございますけれども、市長も含めたコメントをいただきました。

まず、成果でございます。間違いなく小規模校の児童生徒に、多様な意見に触れる機会を設けることができたという肯定的な、まさに伊那市の人口減少の中で学校をどうするかと考えているわけでございますが、そういった意見は出てきております。先ほど少し触れましたが、同じ中学校に行く小規模校の子が、大規模校のことを不安になっているわけで

す。そうした子が、このICTによって事前からお顔を知っている。本当にその合流の不安感の解消につながっていると、これは大変いい計画だと思っています。先ほどもありましたが、副次的な効果で、子どもたちのみならず、教員同士が連携することによって、いいですねという話で、指導力の向上に期待ができるような形になっている。大変いい評価が出てきていると思っています。

一方で、課題・留意点として書かせていただきましたが、先ほどの関係で、通信環境でやはり映像や音声途切れるということがございます。先般の委員からも御指摘がありましたけれども、それでは、今どのくらいのスペックでやっているのかということも我々はちゃんと調べてまいりました。伊那市の場合は、100メガの線を市全体で1本を引いていまして、それを各学校に分散して共有しているらしいのです。なので、100メガを分け合っている形になっているようでございまして、そうしたスペックの中でも時折音声や映像が途切れてしまう。私は総合的な学習の時間とか図工を見てきたのですけれども、音楽の授業、合唱のタイミングもあったのですけれども、合唱ですと、どうしても向こうとこっちがワテンポ遅れてしまっていて、一緒に合唱などで手をたたくところがワテンポ遅れてしまっていて、中々そういう困難はあるのかなというのは実際に見てまいりました。特に小学校なのですけれども、やはり全国津々浦々を見ますと、私もそうでしたかもしれませんが、落ち着きのない子というものはいるわけでございまして、そういった子には学校の先生が常に付いて、「ほら、〇〇君、ちゃんとテレビのほうを見て」とか「席に着いて」とやりながらやらないといけないというのがあったので、中々普通の学校体制、教室の中の体制が重要だということでもございました。

先ほどの細かい反応は同じですので、省略いたします。

伊那市から言われたのですけれども、ICTを使っている子どもたちが相手の運動会ですとか文化祭みたいなところに実際に行って対面交流すると、そこであのときの映像で見ていた〇〇君、〇〇さんだという交流ができて、非常にそれが効果的だったというお話もいただきましたので、最後に書かせていただきました。

最後、まとめは赤い部分でございまして、平成27年に局長が伺いまして、皆様にお話しさせていただいたときにも少し触れてはいるのですけれども、現在、伊那市の皆様からも、伊那市が行っている遠隔授業を実施する上での制度上の支障はないというお話をいただいております。ただ、運用面につきましては、先ほど申し上げた点での工夫が、伊那市としての取組として必要だなと、今後、頑張ってお考えいきたいというお話でもございました。

最後のページ、我々は今、皆様に御指導もいただきまして、調査研究をさせていただいている概要を付けてございますので、時間があるときに御参照いただければと思っております。

以上でございます。

○原委員 大変ありがとうございます。

何点かお伺いしたいのが、御覧になっていらっしゃるかどうか、規制改革会議の範囲で

も遠隔教育の議論がスタートをしまして、先日、新経済連盟とか、慶應義塾大学の先生からヒアリングをしたのですが、そのときに何点かの課題、要するに、この遠隔教育について、高校については遠隔授業の解禁をしたのだけれども、まだ課題がいくつか残されていますというところできくつかお話があって、一つが、義務教育のところでもより本格的な解禁ができないのかという話です。

二つ目が、先ほど音楽の話などもありましたが、著作権の制約で曲の配信をやっているとか教材・副教材をダウンロードさせたりとかというところがやりづらくなっている、できなくなっているという話があるというのが二つ目です。

三つ目に、金額の問題です。この間のヒアリングのときですと、慶應義塾大学の方のお話は、1教室が100万円できるといふ、長崎県などはそうやっているみたいなのですけども、それが場所によっては月100万円だったり、もっと多額の金額を取られてしまうような設定にならざるを得ないところもあるのです、それが制約になっていますみたいなお話がありました。他のものもあつたかもしれないのですが、今、私が記憶しているところではそれぐらいの話があるので、あとはついでに申し上げておくと、教員の免許の問題、特に大学の先生が中学校や高校で教えるといったことについて、これは特別免許の仕組みとかそういう運用で解決できるということなのかもしれませんが、そこがもうちょっとやりやすくなるといいのだけれどもという問題提起がありましたということなのですが、順番にお伺いしていきたいのが、一つ目が、まず、今、小中学校で実際に実証実験でされていて、これは制度制約との関係、高校では74単位のうち36単位ということにしましたというものとの関係ではどういう整理になっているか、もう一回、確認のための整理をお願いします。

○常盤木室長 承りました。高校は、この間、皆様からの御指導も受けまして、色々な制度を作ったわけでございますけれども、まず、大前提といたしまして、小中学校は高校のような単位制ではございません。全体として学年の修了の認定をして、例えば、3年生から4年生になるよとか、最終的にそういったものをトータルして、校長先生が、卒業、次の学校に進んでいいよと認定する仕組みになっているところでございます。

そうした前提も少し踏まえまして申し上げますと、例えば、そういった意味で申し上げますと、どこの授業、どこの場面においても、今伊那市に行っていたようなICTを活用することはできるという状況でございます。

○原委員 これは伊那市や他のところでもされている実験の場合ですと、これは合同授業ですか。

○常盤木室長 はい。例えば、A小学校、B小学校と一緒に合同するという意味での合同授業かと思っております。

○原委員 これは先生はどのような配置になっているのですか。

○常盤木室長 先生は小学校、中学校に各担任なり教科の担任がおりますので、その担任なり先生同士が話し合っ、それでは、このときのこの授業を一緒にやろうかということ

で行われているものでございます。

○原委員 そのA校とB校とで両方の教室に、当然ながら免許のある教員がいらっしゃって、合同授業をやっているという形ですね。

○常盤木室長 そうです。そもそもいるものでございますので。

○原委員 高校の場合の36単位を認められているというのは、受信側には免許のある教員がいなくてもいいですという形で認められている、そこは違いますという整理ですね。

○常盤木室長 すみません。受信側に免許がある人はいなければいけないというのが高校の制度でございまして。

○原委員 科目の部分ですね。

○常盤木室長 そうですね。科目相当の部分は、まさに高校は、子どもの発達段階を考えまして、小規模校などを想定してお話いただきましたので、我々も有識者会議の皆様にも高校の部分についてはそういうことができるのかなという御指摘を受けまして、免許、科目のそうした方がいなくてもという話で制度を作っているところでございます。

○原委員 小中学校だと、科目の免許がないからということですか。

○常盤木室長 中学校はございます。小学校は御指摘どおり全科でございます。

○原委員 だから、中学校の場合だと、今合同授業をやるときには、両方とも科目の免許がないと。

○常盤木室長 そもそもおりますので、排除することも当然なくやっている状況でございます。

○原委員 分かりました。先日あった問題提起というものは、特に中学校などでもどんどん子どもの数が少なくなって、教員も中々確保ができないという環境になってきたときに、受信側でその科目についての免許がない状態での合同授業があり得るものかどうか。

○常盤木室長 理論としての検討をさせていただく余地は十分あるかと思っておりますけれども、少なくとも伊那市の皆様からはそういった実践は行われていない状況でございまして、御提案に沿ってということになると思うのですけれども、学校の先生が実員として配置されていないような学校におきましても、例えば、中学校は9教科あるわけでございます、学校によっては9人の先生が配置されていない部分もあるのです。校長先生とかを入れて10人とか11人なのです。そういうときには、非常勤講師の制度を使ったり、免許外という制度もありまして、例えば、数学の先生に理科の免許を一時的に与えたという状態にして理科を教える制度があるのです。そういったものを活用してやっておりますので、あえてその免許のない人のことを考えることはなくて、ただ、A校にはものすごい理科のスーパーティーチャーがいて、山間地域のB校にはさすがにそこまでの理科の指導教員はいない、そのときにまさにこういう遠隔授業を使えば、この小規模のB校の子どもたちでもA校のスーパーティーチャーの理科の授業が受けられるとか、そういった形で活用するということがいいのかな、素敵な形なのかなと思っております。

○原委員 今おっしゃられた免許外ですか。



○常盤木室長 免許外教科担任という制度がございます。

○原委員 それは、小規模な学校などで理科の先生がいませんという状態であれば、全然専門ではなくても割と自由にできるのですか。

○常盤木室長 きちんとそこは教育委員会が能力実証をさせていただきますので、ここは学校の教員養成とも関わるのですけれども、比較的、1教科単独というよりも、周辺教科、さすがに音楽と体育というのはあまりないですけれども、そういった形で2教科を教えられる先生も多いという実態もございますので、そういった制度も活用するというのが、いわゆる従来から行われてきているものでございます。

○原委員 分かりました。

伊那市でされているようなケースとか、ある程度学校の規模が維持されているところであればそれでいけるのだと思うのですけれども、今までもうちょっと規制改革でお話を伺おうと思っているのは、より廃校に近いような、もう中学校も廃止せざるを得ないぐらいに少なくなってしまうようなところで、理科の先生がいないのだけれども、遠隔で授業をして確保できると、その中学校を潰さずに地域コミュニティを維持できるのではないかみたいな話が結構地域によってはありますよという声を聞くのですけれども、そういうものはどのように把握されていますか。

○常盤木室長 重要な視点だと思っています。一つ前提として申し上げれば、そういった学校であっても、今みたいな制度を活用して、さらに義務教育の世界は、義務教育費国庫負担制度を始めとする義務教育という憲法の要請に基づいて我々はやっているものでございますので、必ず学校がそこにある以上、全ての教科が教えられるという体制になってございます。

なので、その制度をまたちょっと変えようかという大きな話になるわけですがございますけれども、そうしたときには今みたいなお話があり得るかと思っているのですが、少なくともあるのです。

ただ、おっしゃるとおり、今言ったような、ひよっとしたら音楽のところで中々いい指導が受けられない。より大規模校にいる先生のほうが、スーパーティーチャーとかがおられるのですけれども、そういった指導ができるという方の遠隔授業ができるという形には既にできるという形になるかと思えます。

○原委員 分かりました。多分おっしゃるように、そちらのお立場から御覧になると、中学校だから、義務教育だから、当然それはみんな全部教えられる先生は置くことが大前提なのですということなのだと思うのですけれども、一方で、地方の側からすると、それで人を確保せざるを得ないのだったら、コストの問題を考えても学校を統廃合していくみたいな話はあるわけですか。

○常盤木室長 正直なところ、そこは伺っておりません。「また文部科学省は」と言われてしまうのですが、学校というものについて考えたときに、やはり学校は授業だけではなくて、生徒指導があり、それこそ先ほどから言っている運動会があり、修学旅行があり、

また、進路指導があり、生徒との触合い、先生との触合いということを考えたときに、仮に、この学校は数学と理科は全部遠隔授業で、中央の大規模校の授業で受けられるんだよ、だから、先生は2人しかいないのだけれども、授業はそっちで受けられるから安心だよと言ったときに、それこそ我々としては、中学校のときに子を持つ保護者の皆さんだとか、少し御心配になる向きが多くなってしまふのかなと思っております。

○原委員 それはそうでしょうね。

○常盤木室長 むしろ廃校も進むのではないかなという感じすら、単純に机上の話ですけれども。

○原委員 中学校の先生というのは、一つの学校に必ず所属されるのですか。

○常盤木室長 そういった意味では、兼務も可能でございます。

○原委員 二つの学校で週2日と3日で回っていてということは可能なのですね。

○常盤木室長 可能でございます。

○原委員 週3日のいないときには、先生のいない状態で授業をやるとかというやり方はあり得ないですか。

○常盤木室長 それは時間割で必ずちゃんといるような形でやっておりますので、今そもそもの学校の仕組みとして、先生がいないところでは授業を基本的に行えないことになっているので、免許がある先生のもとでやると。

○原委員 そういうことですね。

だから、今の制度でそうであることは分かりました。

○松本課長補佐 細かいことを言えば、先生の授業はおそらく指導計画を作って評価をするというところがコアだと思うのです。ですから、例えば、年間に35週くらいがあつて、その1時間で先生がいなければ法律違反なのかと言うと、それは厳密に言うとはそうではなくて、例えば、授業をより深くするためにそこに外部の人を呼んできて、その指導計画とか評価はちゃんとその担任の先生がやるのだけれども、その場、瞬間瞬間で見たときに、別の先生というか外部の人がいたと言っても、厳密に言えば法律違反ではないので、実際は多分そうやってやられているところは結構あるのだと思うのです。例えば、遠隔で水族館とかに行ってきて、水族館で先生が授業をすることはあるのですけれども、ここからは水族館の人が教えていたりということはあるのですね。

○常盤木室長 それは問題はないですね。

○松本課長補佐 ただ、年間で考えてしまえば、ちゃんとその先生が評価しなければいけないし、授業の色々なこういう課題だとかを考えると、その電力のピークのことを考えた発電能力と同じで、一応先生はそれはちゃんと置いておかないといけないということになるかと思っております。

○原委員 分かりました。

制度的には、複数のところに勤務する教員は大丈夫、構わないですか。

○常盤木室長 兼務というのはできますので、あります。

○原委員 兼務はあるということですね。

○常盤木室長 そういった意味で言えば、小中の兼務もあり得ますし、小中の兼務もあり得ます。

○原委員 それは別に数の制約もなく。

○常盤木室長 もちろんです。

○原委員 授業計画の中でできる範囲でできるわけですね。

○常盤木室長 はい。任命権者なり設置者が学校の状況を見て。

○松本課長補佐 例えば、大規模で3人同じ教科の先生がいて、小規模でいないとなったら、1人の先生がこっちを教えている間、2人の先生でフォローし合うとかですね。

○常盤木室長 そういう運用もできます。

○原委員 分かりました。

もう一つ、著作権の話は何か聞いたことはありますか。

○常盤木室長 著作権の話規制改革会議で御指摘いただいたというのは我々は情報を取っておったのですけれども、すみません、今日は著作権の担当が、来ておりませんので。

○原委員 分かりました。何か自民党でも議論されているみたいな話もちらっと聞いたので、何か。

○常盤木室長 すみません。そこは詳細を確認します。文化庁に著作権課というものがございまして。

○原委員 分かりました。

あと、金額の話はこれまで御覧になっていて何かありますか。

○常盤木室長 そのお話を我々も伺ったことがありまして、ああいうスタイルが一つ取り得るブレークスルーになる可能性はあるのかなというのは、率直に思います。

ただ、私どもが伺ったときにも、これはベンダーとの調整が必要なんだよねとか色々な御指摘もなるほどと伺ったわけなのですけれども、確かに今、対公を対象としたベンダーのセールスになると、どうしても高額になってくるのが実態のようでございます。

ただ、それがこの間の提案のような形でライトな形でできるようになるというのであれば、それはむしろ我々も歓迎するところだとは思っておりますが、文部科学省以外のところで少し考えなければいけないような、民間の皆様の御努力と言いましょか。

○原委員 それは民間だけの問題ですかね。

○常盤木室長 もう少し勉強はしたいと思っておりますけれども、我々のところで、100万円以上のIT機器を入れなければいけないとか、そんな制約はもちろん一切ございませんので、低コストのところと同じ環境が実現できれば、それは教育にとっても公にとっても大変いいことだとは思っております。

○原委員 文部科学省の問題より、むしろ自治体の問題もあるのかもしれないですね。

○常盤木室長 自治体の契約の仕組みでも、安いほうがいいに決まっていると思うのですけれども。

○原委員 でも、その割に最初のところで高い契約でしたね。

○常盤木室長 そうなっていますね。

○文部科学省 高等学校の遠隔授業につきましても、ちょうどこちらは教育制度改革室のほうで遠隔授業を実施する高等学校の生徒への支援体制の充実のための実証研究もしております。その中にも関わっていただいている長崎県の話もございまして、それが1教室、梅島先生は10万円という言い方をしておりましたけれども、いずれにしましても、この事業を実施している各県等で、おそらくそのネットワーク部分をどういう形にしているのかということも違いがあるかと思しますので、我々もこの実証事業の成果を取りまとめる中では、そういう教育指導面の話だけではなくて、ハードの面でどういうやり方でどういうメリットとデメリットがあったか、それに対してコストパフォーマンスという点ではどうであったかとか、そういった点もこの実証研究の成果をまとめる中でまとめていきたいと思っております。

○常盤木室長 一般論として申し上げれば、安いに越したことはないと思います。

○松本課長補佐 情報教育課として、ICT機器を担当しています。実は、そこは学校側の調達能力の問題も含めて難しいところがあって、パソコンも含めて汎用品を買ったりしているのですけれども、やはりアカデミックのパソコンであってもしかるべきだという議論はしていて、価格を下げるための努力は一応しているつもりです。この実証校でも、現状としては、1学校大体300万円くらいですか。1学校とか1地域というか、300万円くらいを使っているのです。電子黒板、遠隔で使う相手から見える黒板が1台あって、もう一つが教材を提示できるというものがあって、それがそれぞれの学校にあって、こういうマイクがあって、あとは子どもたちがその電子黒板と教材をコントロールできるパソコンがそれぞれあって、あとはネットワークと子どもたちが使えるパソコンみたいなものを整備すると、今大体リースでもそれくらいかかっているけれども、確かにそれは割高で、それを全国に広めるといって中々難しいところがあるので、低廉版というもののはちょっと考えていかなければいけないのかなと、これは実証事業の中でも課題として考えております。

○原委員 分かりました。

あと、事務局は。

○藤原審議官 1点だけですけれども、従来の提案と言いますか、提案自治体からのお話と、特区諮問会議の民間議員の方々などもおっしゃっていますけれども、後ほどまた確認事項という形でお願いしたいと思いますが、先ほどちょっとおっしゃっていた小学校、中学校、高校、大学までになるかもしれませんが、それぞれのそもそもの教員の方々がどういった形で、他の中学校から小学校を教えているとか、先生方のそういったお話も相当おありになるというお話だったのですが、その辺のどのぐらいの人数の方々がいらっしゃるのかとか、またその辺のデータを実際にいただければと思います。

あと、そういったところで、地元の教育委員がいいと言えればいいのかとか、本当にそういった条件が全くないのか。そのあたりの詳細をまた教えていただければと思っております。

す。

○常盤木室長 出せるものを精査します。

○藤原審議官 御指摘をさせていただきまして、そのあたりをどこかのタイミングで、文書なりまたヒアリングでということになりますでしょうか。

○常盤木室長 承りました。

○原委員 ありがとうございました。

○常盤木室長 ありがとうございました。またよろしくお願ひします。

○原委員 両方の会議で伺うかもしれないですが、そのときはよろしくお願ひいたします。

○常盤木室長 喜んで。御指導ください。